

第16回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和6年10月25日（金） 午前9時30分

2 場所 滝沢市役所本庁舎 4階 中会議室

3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 業務報告について
日程第 4 議案第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第 6 議案第 3号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 7 議案第 4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 8 議案第 5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
日程第 9 報告第 1号 第2回総務小委員会の報告について
日程第10 報告第 2号 第2回農地小委員会の報告について
日程第11 報告第 3号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定の報告について
日程第12 報告第 4号 農地法第3条の3の規定による届出の確認事務報告について
日程第13 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第14 報告第 6号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員

- 1番委員 新田 義修
2番委員 吉清水 秀明
3番委員 主濱 学
4番委員 佐藤 恵一郎
5番委員 熊谷 喜彦
6番委員 高橋 敏彦
7番委員 勝田 徹
8番委員 太田 豊
9番委員 駿河 信一 以上9名

農地利用最適化推進委員

- 南部地区担当 長嶺 敏彦
西部地区担当 宮林 和徳 以上2名

5 欠席委員 なし

6 説明のために会議に出席した者

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
同	主任主査	細川 直樹
同	主査	大村 和臣
同	主任	鈴木 伸空

開会時刻 令和6年10月25日（金） 午前9時30分

佐々木事務局長 只今より第16回滝沢市農業委員会総会を開会いたします。
駿河信一会長よりご挨拶をいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

駿河会長 挨拶（略）

議長 只今の出席委員は農業委員が9名であります。定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。

議長 日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては会議規則第11条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、ご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては7番勝田徹委員と8番太田豊委員を指名します。
書記には事務局の細川主任主査と鈴木主任を指名します。

議長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第16回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和6年9月26日から令和6年10月25日までの報告となります。議案書は2ページをご覧ください。

（第15回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申

請に対する可否の決定についてを議題といたします。なお、事前にご説明しましたが議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。

事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第1号について補足説明いたします。議案書は4ページから6ページまでをご覧ください。

整理番号1番は、道路を挟み隣接する農地を所有する認定農業者の子供が、将来の経営移譲を見据えて自己名義で農地を買い受ける案件となります。農地の取得は初めてですが、これまでも認定農業者である父親と一緒に耕作を行ってきたとのこと。

以上、議案第1号については、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、勝田徹農業委員、長嶺敏彦推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を長嶺推進委員にお願いします。

長嶺推進委員 推進委員の長嶺です。それでは私の方から議案第1号について、令和6年10月16日に勝田農業委員及び宮林推進委員と現地調査を実施しましたのでご報告いたします。

整理番号1番の現地は、全て農地として活用されていることを確認しました。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は8ページから12ページまでをご覧ください。

始めに整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は、周囲が宅地、河川及び東北自動車道等により囲まれ一団の他の農地とは分断された生産性の低い小集団の農地であることから第2種農地と判断されると考えられ、周辺の土地において代替性がないことを確認していることから農地転用目的の例外規定に基づきますと許可相当の意見になるものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。

次に整理番号2番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は、小岩井駅から概ね500メートル以内の場所に位置することから第2種農地と判断されると考えられますが、三方に住宅が隣接する等周辺は集落を形成していることから農地転用目的の例外規定における集落接続に該当するものと見られます。なお、資金計画は全額金融機関からの融資によるものであり、金融機関からの融資事前相談結果通知により事業の確実性について確認しているところです。

以上で補足説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告を勝田委員にお願いします。

勝田委員

7番勝田です。それでは私の方から議案第2号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

始めに整理番号1番の申請地の位置は、滝沢ふるさと交流館から北へ約530メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は道路を挟み宅地、西側は農地、南側は宅地になっていました。

次に整理番号2番の申請地の位置は、小岩井駅から東へ約400メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び北側は宅地、西側は道路を挟み原野、南側は道路を挟み宅地になっていました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

主濱委員 整理番号2番の転用事由について質問です。申請人は現在盛岡市内の賃貸集合住宅に居住しているが、子どもを妊娠中でありと記載されている。しかし、書類に記載されている受人の名前を見ると男性のような気がします。この点について妊娠されているのはどなたなのかお尋ねします。

細川主任主査 現在妊娠されているのは受人のご家族の方になります。説明が不足しておりましたので、この場で補足させていただきます。

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり意見を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号については原案のとおり意見を決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
本案件は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限があり、6番高橋委員が該当します。
それでは、議案第3号を審議いたしますので、議事参与の制限があります6番高橋委員の退席を求めます。

(6番高橋委員退席)

議長 事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第3号について補足説明いたします。議案書は14ページ及び15ページをご覧ください。
案件は所有権移転が1件となっています。
整理番号1番は、隣接する農地を買い受ける案件です。
以上、議案第3号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現場調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。
議案第3号の現地は、農地として活用されていることを確認しました。
また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。
6番高橋委員の入場を許可します。

(6番高橋委員入場)

議長 6番高橋委員にお伝えします。只今の議案につきましては原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

鈴木主任 それでは議案第4号について補足説明いたします。議案書は17ページ及び18ページをご覧ください。
整理番号1番及び2番は、実際は更新の案件となりますが、これまで契約していた市内の認定農業者が法人化したことから契約名義を法人にして引き続き耕作をするものです。
以上、議案第1号については、経営面積、従事日数等旧農業経営基盤強化推進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を宮林推進委員にお願いします。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは私の方から議案第4号について、現地調査を実施しましたのでご報告いたします。
整理番号1番及び2番の現地は、全て農地として利用されていることを確認しました。
また、事務局の説明及び別添の調査書にもありますとおり、必要とされる各要件を満たしているものと見込まれます。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定についてを議題といたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について補足説明いたします。案件は2件です。議案書は20ページから22ページまでをご覧ください。
整理番号1番及び2番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなってから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますといずれも証明することに問題はないものと考えられます。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を勝田委員にお願いします。

勝田委員 7番勝田です。それでは私の方から議案第5号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
始めに整理番号1番の申請地の位置は、栃内第二病院から南西へ約650メートルの所にあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は雫石川の河川敷、西側は道路及び水路を挟み山林、北側は登記地目が宅地であるものの現況は山林、原野になっており、現地は北側の隣接地と一体で山林、原野になっており農地への復元は容易で

はない様子が確認できました。

次に整理番号2番の申請地の位置は、篠木小学校の隣接地にあります。周囲の状況ですが、東側は水路を挟み宅地、西側及び南側は篠木小学校の敷地、北側は宅地になっており、現地は北側の宅地と一体で住宅が建っており、住宅が建てられてから相当な時間が経過しているものと見られる様子が確認できました。

以上について調査の結果、いずれの申請地も耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、報告第1号、第2回総務小委員会の報告について、総務小委員会太田副委員長をお願いします。

太田副委員長 総務小委員会副委員長の太田です。総務小委員会は委員長を議長である駿河会長が務めておりますので、副委員長の私の方から第2回総務小委員会の顛末について報告いたします。議案書は24ページをご覧ください。

第2回総務小委員会は9月25日に総務小委員会委員5名が出席し、令和6年度滝沢市農業委員会委員研修について具体的な協議を行いました。

11月27日からの2泊3日山形県での研修を予定し、令和4年度の前回の委員研修が農業技術の向上を主とした内容であったことから、今回は担い手の育成や有機農業に関する内容を主として計画いたしました。また、地元の農業委員会との意見交換も計画しております。

以上で第2回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長 日程第10、報告第2号、第2回農地小委員会の報告について、農地小委員会吉清水委員長をお願いします。

吉清水委員長

農地小委員会委員長の吉清水です。それでは私の方から第2回農地小委員会の結果についてご報告いたします。議案書は26ページをご覧ください。

農地小委員会では10月17日に農地小委員会委員9名と事務局職員で、非農地判断に関する可否の決定についての協議と新規就農予定者に対する聞き取り調査及び昨年度の新規就農者のフォローに係る現地確認等を行いました。

非農地判断に関する可否の決定については、8月20日に実施した農地パトロール及び9月25日に開催した農地パトロール実施結果確認会において、各班3名以上の委員が現地を確認し判定を行ったものであることから異議等もなく全て非農地とすることを決定しました。

続いて新規就農予定者に対する聞き取り調査についてですが、予定者は盛岡市に住む50代の女性です。知り合いが所有する湯舟沢地内の畑約20アールを借り受けて野菜の多品目栽培による営農を計画しています。生産物は県内のスーパー内の産直やネット上で販売を行う予定とのことでした。本人は盛岡市の法人で5年の農業経験があり、栽培や出荷販売等についての知識を有していました。必要な農機具は実家がトラクター等を所有しており、また必要な労働力も同居の家族3人が従事する予定があることから問題はなく、既に周囲の農家等からの協力を得て機械置場や出荷調整場所を確保していました。このように農業を行う意欲も十分にあることから、総合的に判断して就農に問題は無いものと見られました。なお、農地の貸借については、今後牧野林地区の中間管理事業の取り組みに併せて契約を行う予定としています。

最後に昨年度の新規就農者のフォローに係る現地確認についてですが、令和5年度に新規就農した農業者の耕作状況について現地及び写真により確認を行い、それぞれ特に問題はないことを確認しました。

以上で第2回農地小委員会の報告といたします。

議長

日程第11、報告第3号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る非農地の判断に対する可否の決定の報告について、及び日程第12、報告第4号、農地法第3条の3の規定による届出確認事務報告について、及び日程第13、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知について、及び日程第14、報告第6号、農地転用届出の確認事務報告についてにつきましては、お手元の議案書27ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

吉清水委員

報告第4号の1番の現況地目に確認不能の記載があるが、これはどのような意味でしょうか。

細川主任主査 国土調査で現地の確認が取れない際に、それを原因に登記を抹消することができないため登記上残ることになった土地のことを示しております。この場合、法律上相続の義務においては土地が存在しないと思われる場合であっても必ず相続の手続をしなくてはならないこととなっております。また、農業委員会では確認できないことを理由に非農地とすることができるといった規定もありませんので、制度上は確認不能として台帳に残し管理しております。

議長 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第16回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和6年10月25日（金） 午前10時00分

議 長 _____

会議録署名人 7 番委員 _____

会議録署名人 8 番委員 _____

これは原本である。

令和6年10月25日

滝沢市農業委員会 会長 駿河 信一